

役員・評議員等報酬規程

社会福祉法人三井福社会

(目的)

第1条 この規程は、定款第8条、第21条の規定に基づき、役員、評議員等の報酬等について必要なことを定める。

(定義)

第2条 この規程に基づく報酬を支給する役員、評議員等は次に掲げるものとする。

- (ア) 理事長並びに業務執行理事
- (イ) 上記以外の役員・評議員、評議員選任委員、入所選定委員

(役員等の勤務時間)

第3条 常勤役員、非常勤役員等の勤務時間は以下のとおりとする。

- (ア) 理事長・業務執行理事（常勤） 5日/週（1日4時間程度勤務）
- (イ) 理事長・業務執行理事（非常勤） 4日/週（1日4時間程度勤務）
- (ウ) 理事長・業務執行理事（非常勤） 3日/週（1日4時間程度勤務）
- (エ) その他役員については理事会で決定する。

(役員等の職務)

第4条 役員等の職務は以下のとおりとする。

- (ア) 理事長は社会福祉法人三井福社会の最高責任者として理事会を開催し、その業務を法及び定款その他の規則に基づいて執行する。
- (イ) 業務執行理事は理事長の指導に基づき理事長職務を補佐する。

(役員等の報酬の額)

第5条 第2条の役員、評議員等の報酬は下記の方法で決定する。

- (ア) 理事長・業務執行理事（常勤） 30万円/月（5日/週）
- (イ) 理事長・業務執行理事（非常勤） 20万円/月（4日/週）
- (ウ) 理事長・業務執行理事（非常勤） 15万円/月（3日/週）
- (エ) 週2日未満程度は 1日10,000円の報酬を支給する。

但し、施設長に対して役員報酬は支給しない。

(交通費の支給)

第6条 第2条に掲げるものに対して、以下の手当を支給する。

- (ア) 交通費は社会福祉法人三井福社会旅費規程により支給する。

(退職金の支給)

第7条 第2条に掲げるものに対して、以下の手当を支給する。

- (ア) 退職金は社会福祉法人三井福社会嘱託職員退職金規程により支給する。

(その他)

第8条 以上で定めるもののほか、必要な事項は評議員会で決定する。

附則

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

平成28年2月28日改正平成27年7月1日から適用する。

平成29年2月26日改正平成29年4月1日から適用する。（一部3月から適用）

平成29年10月12日改正平成29年7月9日から適用する。